

加入年金の証明について

受給者が加入している年金の種類により、加入している年金についての証明種類の提出が必要となります。以下のフローチャートを確認していただき、必要な方は該当する証明書類をご提出ください。

・受給者が加入している年金は？

厚生年金

国民年金

港区国保に加入している人
年金に加入していない人

・受給者が加入している健康保険は？
(お持ちの健康保険証をご確認ください)

加入年金についての証明書類の提出は不要です。

『国民健康保険組合』に該当する人

【例】

- ・東京都医師国民健康保険組合
- ・東京都弁護士国民健康保険組合
- ・東京土建国民健康保険組合
- ・東京理容国民健康保険組合
- ・東京美容国民健康保険組合
- ・東京食品販売国民健康保険組合
- ・東京芸能人国民健康保険組合 など

・その他、東京以外の国民健康保険組合に加入している人

以下①～⑦に該当する人

- ①健康保険組合
- ②全国健康保険協会
- ③私立学校教職員共済
- ④全国土木建築国民健康保険組合
(※東京土建国民健康保険組合は④に該当しません)
- ⑤日本郵政共済組合
- ⑥文部科学省共済組合(大学等支部に限る)
- ⑦共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人であることが明らかなもの

裏面の「年金加入証明書」に勤務先で証明を受けた上でご提出ください。

受給者の「健康保険証のコピー」を添付してください。

※裏面の「年金加入証明書」の提出は不要です。

